

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第169回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第169回食品安全委員会議事概要

平成18年11月30日(木) 14:00~15:10

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

●飼料添加物 3品目

- 1) グルコン酸カルシウム
- 2) ニギ酸カリウム
- 3) ギ酸カルシウム

- ・農林水産省から説明。
- ・肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1) 牛用飼料に用いられる飼料添加物で、カルシウムの補給を目的とされています。
- 2)、3) 豚用飼料に用いられる飼料添加物で、飼料効率を改善し、成長促進効果があるとされています。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

●動物用医薬品5品目に関する意見・情報の募集について

- 1) セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)
- 2) 鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))
- 3) 鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))
- 4) 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン(日生研TGE・PED混合生ワクチン、スィムジェンTGE/PED)
- 5) 豚オーエスキー病不活化ワクチン(“京都微研”豚オーエスキー病不活化ワクチン)

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた動物用医薬品5品目の評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1) 抗菌剤で、牛の肺炎、豚の胸膜肺炎などの治療に用いられています。
ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 2)、3) マレック病ウイルス、七面鳥ヘルペスウイルスを主剤とする鶏用の生ワクチンです。
- 4) 伝染性胃腸炎ウイルス、豚流行性下痢ウイルスを主剤とする豚用の生ワクチンです。
- 5) 不活化したオーエスキー病ウイルスを主剤とする豚用の不活化ワクチンです。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 動物用医薬品イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイバランゴールド)に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・馬の経口投与剤(エクイバランゴールド)については、「イベルメクチンの1日摂取許容量(ADI)を0.001mg/kg体重/日、プラジクアンテルの1日摂取許容量(ADI)を0.30mg/kg体重/日とし、暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする」として、リスク管理機関(農林水産省及び厚生労働省)に通知することとなった。

2) 動物用医薬品イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス)に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・馬の経口投与剤(エクイマックス)については、「イベルメクチンの1日摂取許容量(ADI)を0.001mg/kg体重/日、プラジクアンテルの1日摂取許容量(ADI)を0.30mg/kg体重/日とし、暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする」として、リスク管理機関(農林水産省及び厚生労働省)に通知することとなった。

3) 動物用医薬品プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサール、ハダククリーン)の再審査に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・すずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサール、ハダククリーン)については、「プラジクアンテルの1日摂取許容量(ADI)を0.30mg/kg体重/日とし、暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定評価基準値の見直しを行う際に確認することとする」として、リスク管理機関(農林水産省及び厚生労働省)に通知することとなった。

<参考>

- 1)、2) 馬に寄生する大円虫、小円虫、馬回虫及び条虫の駆除薬です。
イベルメクチン、プラジクアンテルは駆虫剤として人にも使用されています。
- 3) スズキ目魚類(スズキ、アジ、ハタ、フエダイなど)の体表に寄生するはだむし(Benedenia seriolae)の駆除薬です。

(4) 食品安全モニターからの報告(平成18年10月分)について

- ・食品安全モニターから10月中に報告された19件について事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 [プライバシーポリシー](#)